

茨城県報 号 外

昭和49年4月20日

土 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

●道路区域の変更(道路維持課).....	ページ 1
●道路の供用開始(").....	1

告 示

茨城県告示第387号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和49年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年4月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道 路 の 種 類 県 道
- 2 路 線 名 江戸崎神崎線
- 3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡東村大字幸田字仕立洲 3517番から	旧	メートル 最大 13.0 最小 5.0	メートル 400.0	
稲敷郡東村大字幸田字新田 2954番の1まで	新	最大 21.0 最小 9.2	410.0	

茨城県告示第388号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和49年4月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年4月20日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 江戸崎神崎線
 - 2 供用開始の区間 稲敷郡東村大字幸田字仕立洲3517番から
稲敷郡東村大字幸田字新田2954番の1まで
 - 3 供用開始の期日 昭和49年 4 月20日
- ~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(金 7 0 0 円) (休日の場合は繰り下ぐ)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所